

【宅内雨水浸透ます設置検討確認書の記入例】

- ・屋根排水を導入する雨水ます5個について検討した例
- ・現地、平面図及び設置検討確認リーフレットで確認しながら、項目にチェックを入れる

第1号様式（第4条）

宅内雨水浸透ます設置検討確認書

- 次の項目にご回答ください。（必要事項を記入し、該当する□欄にチェックしてください。）
- 排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書と一緒に提出してください。

排水設備計画確認
申請書確認番号

確認項目・内容	回答欄		
1 建築物の所在地	横浜市	区	浸透施設設置判断マップを参照し確認する
2 浸透施設設置判断マップで、「可能地」となっているか	<input checked="" type="checkbox"/> 可能地である	<input type="checkbox"/> 不可地である	
☆建築物の所在地が不可地の場合、以下の項目の回答は不要です。 ★建築物の所在地が可能地の場合、宅内雨水浸透ますの設置条件に適合するか検討し、以下の項目にご回答ください。			5箇所のますが30cm以上の 離隔がとれている
3 建築物と雨水浸透ます砕石外側との離隔	<input checked="" type="checkbox"/> 30cm以上ある	<input type="checkbox"/> 30cm以上ない	
4 隣接境界及び擁壁等と雨水浸透ます砕石外側との離隔			2箇所のますが30cm以上の 離隔がとれている
ア 隣地と高低差がない場合	<input checked="" type="checkbox"/> 30cm以上ある	<input type="checkbox"/> 30cm以上ない	
イ 高低差2.0m未満の擁壁等がある場合	高低差（ 1.0 ）m	1箇所のますが100cm以上の離隔がとれ、 2箇所のますがとれていない	
雨水浸透ます砕石外側と擁壁等の「のり肩」との離隔	<input checked="" type="checkbox"/> 100cm以上ある	<input checked="" type="checkbox"/> 100cm以上ない	
雨水浸透ます砕石外側と擁壁等の「のり尻」との離隔	<input type="checkbox"/> 30cm以上ある	<input type="checkbox"/> 30cm以上ない	
ウ 高低差2.0m以上の擁壁等がある場合	高低差（ ）m		
雨水浸透ます砕石外側と擁壁等の「のり肩」との離隔	<input type="checkbox"/> 高低差の2倍以上の離隔がある	<input type="checkbox"/> 高低差の2倍以上の離隔がない	
雨水浸透ます砕石外側と擁壁等の「のり尻」との離隔	<input type="checkbox"/> 高低差と同じ距離以上の離隔がある	<input type="checkbox"/> 高低差と同じ距離以上の離隔がない	
5 設置場所の排水方式が分流式で、流末の排水先が U字溝 の場合			
宅地が道路より40cm以上高くなっているか	<input type="checkbox"/> 高くなっている	<input type="checkbox"/> 高くなっていない	
6 設置場所の排水方式が合流式の場合			
合流ますでの落差を排水管径以上とり、汚水の逆流を防止できるか	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> できない	
7 宅内雨水浸透ますの設置基準と維持管理の責務を確認し、設置を検討した結果、宅内雨水浸透ますを	<input checked="" type="checkbox"/> 設置します（ 3 ）箇所	<input type="checkbox"/> 設置しません	
上記のとおり、確認しました。	申請者氏名 環境 創造		3箇所のますは設置条件を満たしている 2箇所のますは設置条件を満たしていない 3箇所の宅内雨水浸透ますを設置する

＜宅内雨水浸透ますを設置される方へ＞

- ①回答欄の細枠で囲まれた部分にチェックがついた場合は、原則として宅内雨水浸透ますは設置できません。
- ②宅内雨水浸透ますを設置された方に助成金を交付します。この確認書と一緒に助成金交付申請書をご提出ください。
- ③設置の際、掘削して地下水がでたり、建物からの必要な距離がとれないこと等が判明した場合は、宅内雨水浸透ますの設置を中止してください。（設置基準に適合していない場合、助成金は交付されません。）
また、現地確認時に設置基準を満たしていないことが判明した場合は、宅内雨水ますへの取替等の措置をお願いします。（この場合も助成金は交付されません）
- ④宅内雨水浸透ますへの土砂、ごみ及び落ち葉の流入による目づまり等を防止するため、定期的に点検及び清掃に努めてください。